○特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則(平成十三年総務省令第百四号)の一部を改正する省令案「新旧対照表」

用について、当該日以前の日を満了の日とする期間について、当該日以前の日を満了の日とする期間に関いて、当該日割当期限に関いる。)に掲げる額に相当するものとする。 対の満了の日における価額(ただし、当該旧割当期限が定められたことを踏まえて免許人等(法第六条第一人では、次の各号(基準期間が十年である場合では割当計画の変更の公示の日から起算して十年を数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を数割当計画の変更の公示の日から起算して十年を数割当計画の変更の公示の日を満了の日とする期限が定められる前に当該旧割当期限が定められる前に当該日割当期限に当該日割当期限が定められる前に当該日割当期限に当該日割当期限が定められる前に当該日割当期限に当該日割当期限が定められる前に当該日割当期限に当該日割りまする期間が出来を満了の日とする期間にいて、当該日割当期限に当該日割当期限が定められる前に当該日割当期限に当該日割当期限が定められる前に当該日割当期限に当該日割当期限に当該日割りまする。	(通常生ずる費用) (通常生ずる	改正案
	(通常生ずる費用) (通常生ずる費用) (通常生ずる費用) (通常生ずる費用)	現行

過しない場合には、当該日における価額を当該旧割当期限の満了 別表において同じ。 限が既に定められている場合にあっては、当該期限の満了の日。)において当該撤去無線設備の耐用年数が経

において同じ。)までの期間に応ずる利子に相当する額 数の使用について、当該日以前の日を満了の日とする期限が既 当該旧割当期限の満了の日から起算して基準期間を経過する日 当期限の満了の日における価額を差し引いた額の合計額に係る 無線設備と同等の機能を有する通信設備の取得に要する費用と に定められている場合にあっては、当該期限の満了の日。 (当該旧割当期限が定められる前に当該旧割当期限に係る周波 て当該撤去無線設備の取得価額から当該撤去無線設備の旧割 撤去無線設備の撤去に要する費用に相当する額及び当該撤去 別表

(給付金の支給基準)

第三十一条の二 法第七十一条の三の二第十一項 において準用する 法第七十一条の三第四項の給付金の支給に関する基準は、 に掲げるものとする。 次の各号

当該イ又は口に該当するものとする。 給付金の支給条件は、次のイ又はロに掲げる基準期間に応じ

イ 五年 免許人等が、旧割当期限が定められたことにより当 該旧割当期限の満了の日までに無線局の周波数の指定の変更 を申請し、又は無線局を廃止しようとするものであること。

置するための建築物等と一体として設置されていると認めら 該旧割当期限の満了の日までに無線局(専ら当該無線局を設 れるものに限る。)を廃止しようとするものであること。 免許人等が、 旧割当期限が定められたことにより当

給付金の支給額は、

次のイ又は口に掲げる基準期間に応じ、

の日における価額から差し引いた額

を差し引いた額 無線設備の耐用年数が経過しない場合には当該日における価額 の日を満了の日とする期限が既に定められている場合にあっては 当該期限の満了の日。別表において同じ。)において当該撤去

(同上)

第三十一条の二 (給付金の支給基準)

(同上)

(同上)

イ (同上)

口 (同上)

給付金の支給額は、 次のイ又は口に掲げる基準期間に応じ、

の利子の利率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。に第二十七条第二号に規定する利子に相当する額を算定する際設備の価額、耐用年数及び撤去に要する費用に相当する額並び設口に定める額(一円未満の端数があるときは、これを四捨五総務大臣が定める撤去無線設備の種類ごとに算定した当該イ又

。) ロ 十年 第二十七条第一号の額(建築物等に係るものに限るイ 五年 第二十七条第一号及び第二号の額

別表(第31条の2関係)

C JE								価額 1	における撤去無線設備の	(1) 旧割当期限の満了の日 月	散去無線設備の価額
算式の符号 C 撤去無線設備の取得価額	しく総務大臣が足めるもの C×(1-(n1+n2)×r2)	多く採用されているものと	の方法として定額法が最も	ロ 撤去無線設備のうち償却	$C \times (1-r1)^{n1} \times (1-r1 \times n2)$	外のもの	イ 撤去無線設備のうちロ以	した額の合計額とする。	に、次のイ又は口により算定	取得日を同じくする資産ごと	

イ (同上)

口 (同上)

別表(第31条の2関係)

						備の価額	日における撤去無線設	の上鱢の꾑鮨 宗陽 (1)	1 撤去無線設備の価額
×r3)算式の符号C 撤去無線設備の取得価額	して総務大臣が定めるもの $\mathbb{C} imes (1-(1-r2) imes (n1+n2)$	の方法として定額法が最も 多く採用されているものと	C×(1-r1) ⁿ¹ ×(1-r1×n2) ロ 撤去無線設備のうち償却	外のもの	イ 撤去無線設備のうちロ以	した額の合計額とする。	に、次のイ又は口により算定	取得日を同じくする資産ごと	

r1 定率法の償却率(減価償 却資産の耐用年数等に関す 却率をいう。) 用年数に応じた定率法の償 第15号) <u>別表第8</u>に掲げる耐 る省令(昭和40年大蔵省令

- r2却率をいう。) 却資産の耐用年数等に関す 用年数に応じた定額法の償 る省令<u>別表第8</u>に掲げる耐 定額法の償却率(減価償
- n1 散去無線設備の取得日か ら旧割当期限の満了の日ま るものとする。) るときは、これを切り捨て に1年に満たない端数があ での期間の年数(その期間
- n2 撤去無線設備の取得日か ら旧割当期限の満了の日ま に満たない端数 での期間の年数のうち1年

r1 定率法の償却率(減価償却 号)<u>別表第9</u>に掲げる耐用年 をいう。) 数に応じた定率法の償却率 省令(昭和40年大蔵省令第15 資産の耐用年数等に関する

表第10に定めるものをいう の残存割合(減価償却資産の 耐用年数等に関する省令別 撤去無線設備の取得価額

r3 やいう。 省令<u>別表第9</u>に掲げる耐用年 資産の耐用年数等に関する 数に応じた定額法の償却率 定額法の償却率(減価償却

n1 (同左)

(同左)

n2

2 無線設備の価額 経過する日における撤去 の日から起算して10年を 数割当計画の変更の公示 旧割当期限に係る周波

> に、次のイ又は口により算定 取得日を同じくする資産ごと した額の合計額とする。

外のもの 撤去無線設備のうちロ以

 $C \times (1-r1)^{n3} \times (1-r1 \times n4)$ の方法として定額法が最も 多く採用されているものと $C \times (1 - (n3 + n4) \times r2)$ して総務大臣が定めるもの 撤去無線設備のうち償却

算式の符号

C、r1、r2 1(1)の算式の符 号に同じ。

 n_3 り捨てるものとする。 数があるときは、これを切 の期間に1年に満たない端 る日までの期間の年数(そ から起算して10年を経過す 割当計画の変更の公示の日 ら旧割当期限に係る周波数 撤去無線設備の取得日か

> 2 ける撤去無線設備の価 10年を経過する日にお 公示の日から起算して 波数割当計画の変更の 旧割当期限に係る周

> > 取得日を同じくする資産ごと した額の合計額とする。 に、次のイ又は口により算定

外のもの 樹出無線設備のうちロ以

 $C \times (1-r1)^{n3} \times (1-r1 \times n4)$ の方法として定額法が最も 多く採用されているものと $C \times (1 - (1 - r2) \times (n3 + n4)$ して総務大臣が定めるもの 撤去無線設備のうち償却

算式の符号

C, r1, r2, r3 符号に同じ。 1(1)の算式の

n3 (同左)

東にで用される間用牛敷(減価償却資産の耐用年数等に 関する省令別表第1又は別表 第2に定めるものをいう。)の うち、その使用に係る撤去無 線設備の数が最も多いものに	n4 撤去無線設備の取得 ち旧割当期限に係る足割当計画の変更の公司 から起算して10年を総る日までの期間の年数 ち1年に満たない端数
	撤去無線設備の取得日から旧割当期限に係る周波数割当計画の変更の公示の日から起算して10年を経過する日までの期間の年数のうち1年に満たない端数
3 撤去	
撤去無線設備の耐用年数	散去無線設備の残存価額
(同左)	n4 (同左) 撤去無線設備の取得価額に残 存割合(減価償却資産の耐用年 数等に関する省令別表第10に 定めるものをいう。)を乗じて